

# 要望項目（回答）

## 1 教職員給与・諸手当等の改善について

（1）教育現場に優れた人材を確保するため、人材確保法の趣旨を尊重するとともに、教職員の勤務の特殊性を考慮し、月例給及び期末勤勉手当，地域手当等を改善すること。

**人材確保法の趣旨は重要なものであると認識しています。また、給与の改善については、人事委員会勧告（報告）を尊重する基本姿勢に変わりはありません。**

（2）部活動指導手当の増額，他中学校との合同練習実施時の手当，免許外教科を指導した時の手当等，業務に従事した内容に応じて手当が支給されるよう支給内容や要件を新設及び拡大すること。

**人事委員会勧告（報告）を尊重する基本姿勢に変わりはありません。**

（3）現在の事務グループをチーム学校の推進や学校事務機能の強化につながる共同学校事務室に発展させるため，モデル地区を選定し，成果と課題を検証するなど，設置に向けた具体的取組を開始すること。また，複数の事務グループを統括する新しい職として統括事務室長（6級）を設置すること。

**今後も事務グループ制の更なる発展について研究を進めてまいります。共同学校事務室については、引き続き、国や他県の動向を注視してまいります。複数の事務グループを統括する新しい職として統括事務室長（6級）を設置することは困難です。**

（4）一人一人の児童生徒にきめ細やかな対応ができるように，養護教諭の複数配置をより一層進めること。また，児童生徒が多く在籍する学校で勤務する養護教諭に養護教諭特別手当（仮称）を支給すること。

**養護教諭の複数配置については、各校の現状に対応した配置を行っているところであり、今後とも努力してまいります。複数配置基準の緩和については、国への要望を行っております。養護教諭特別手当（仮称）の支給は困難です。**

## 2 教育環境の改善について

（1）Society5.0時代の到来に備え，徳島ならではの光ブロードバンド環境を活用した教育を推進するため，普通教室への超高速インターネット及び無線LANの完全整備など，次世代を見据えた環境整備を計画的に行うこと。また，災害発生時に避難所となる各学校の体育館や廊下等にも無線LANを完全整備すること。

**引き続き、市町村教育委員会に対して指導助言を行ってまいります。**

(2) 「統合型校務支援システム」を基盤とし、授業や学習と校務システムを結びつけ、学校現場で蓄積された大量のデータを指導に活用できる「スマートスクール・プラットフォーム」の導入を検討すること。また、多様な働き方にもつながる学校におけるテレワークの実施に向けて、研究を開始すること。

**他県の動向を注視しながら、市町村教育委員会とも連携して研究してまいります。**

(3) 新学習指導要領に対応し、授業準備や教材研究の時間を確保するために必要な専科教員の増員を行うこと。特に小学校中学年の外国語活動、小学校高学年の英語科の完全実施に対応するため、英語専科教員については一層の増員・配置をすること。

**本年度は、小学校に14名の英語専科教員を配置したところです。今後の英語専科教員の増員については、引き続き国に要望してまいります。**

(4) 学校における法的側面からのいじめ予防教育や諸課題の効率的な解決のため、専門的知識・経験を兼ね備えた法律の専門家であるスクールロイヤーの配置にむけた道筋を示すこと。

**スクールロイヤーについては、国の調査研究として、いじめ防止等対策のために公立学校等に派遣できる体制を整備し、その効果について検証を進めているところです。**

(5) 食育の推進だけでなく、食物アレルギーや肥満傾向等のある児童生徒への個別対応や相談指導を継続及び充実させるため、引き続き栄養教諭の任用審査と増員を行うこと。また、徳島県独自の定数改善を図ること。

**栄養教諭については、今年度は2名の任用替えと3名の新規採用を行ったところです。今後とも、食育の推進や児童生徒への適切な対応や指導が行われるよう標準法に則り、共同調理場や学校の実態に応じた配置に努めてまいります。**

### 3 勤務条件の改善について

(1) 徳島県公立小中学校における教員の長時間勤務を是正し、学校における働き方改革を推進するため、スクール・サポート・スタッフのさらなる配置増を図ること。また、テレワークシステムの導入など、実効性のある具体的な施策を講じるための予算を確保すること。

**スクール・サポート・スタッフについては、現在配置している各校の活用状況や効果等を検証しながら、予算の確保に努めてまいります。ICT等の活用については、今後市町村教育委員会とも連携して研究してまいります。**

(2) すべての教職員が児童生徒や保護者と向き合いながら、教職員としての資質や能力を向上していけるように、各種研修会をサテライト方式や一斉配信で行う等、研修体系や実施方法や場所についてさらなる改善を図ること。また、県教育委員会等が主催する各種研修を教員免許更新講座の代替と認定すること。

「とくしま教員育成指標」を踏まえた新たな研修体系による研修を昨年度から実施しているところです。今後とも効果的・効率的な研修の実施に向けてなお一層工夫・改善してまいります。

また、県教育委員会等主催の各種研修を免許更新講座の代替と認定することについては、他県の動向を注視しながら研究してまいります。

- (3) 繁忙期に児童生徒にきめ細やかな対応をするため退職教職員の弾力的運用を可能にするなど、教職員のよりよいライフプラン形成や多様な働き方につながる制度を構築すること。また、退職者からの知識や経験、技能が若手教職員に継承され、持続可能な学校指導・運営体制につなげるため再任用教職員を枠外配置とすること。

再任用制度については、教員に平成31年度から「週38時間45分」の勤務形態を追加しました。今後とも、再任用教育職員選考審査実施要項を踏まえ、再任用希望者の任用に努めるとともに、マイスターバンクへの登録も周知する等、多様な働き方に対応できるよう、研究を進めてまいります。再任用教職員を枠外配置にすることは困難です。

- (4) 病気の早期発見のため、人間ドックおよび脳ドック希望者が毎年受診できるように今後も継続すること。また、「徳島県教職員の心の健康づくり計画」に基づき、メンタルヘルスチェックをすべての教職員に実施するなど具体的な施策を実施すること。

厳しい財政状況下ではありますが、様々な工夫を凝らし、疾病の早期発見に向け、人間ドックおよび脳ドックの受診枠の確保に努めてまいります。また、メンタルヘルス対策については、教職員が安心して教育活動に専念する上で大変重要であると認識しており、メンタルヘルスチェックの利用促進等、「徳島県教職員の心の健康づくり計画」に基づき、組織的かつ計画的に施策を推進してまいります。

#### 4 国への働きかけについて

- (1) 今日的な教育諸課題や一人一人の教育的ニーズに対応するため、義務教育諸学校の標準法を改正し、教職員定数の改善を図るよう国に積極的に働きかけること。特に養護教諭の複数配置基準の緩和と栄養教諭の配置基準を見直すよう国へ要望すること。

引き続き、国の動向を注視するとともに、必要な教職員数が確保されるよう国に要望してまいります。

以上